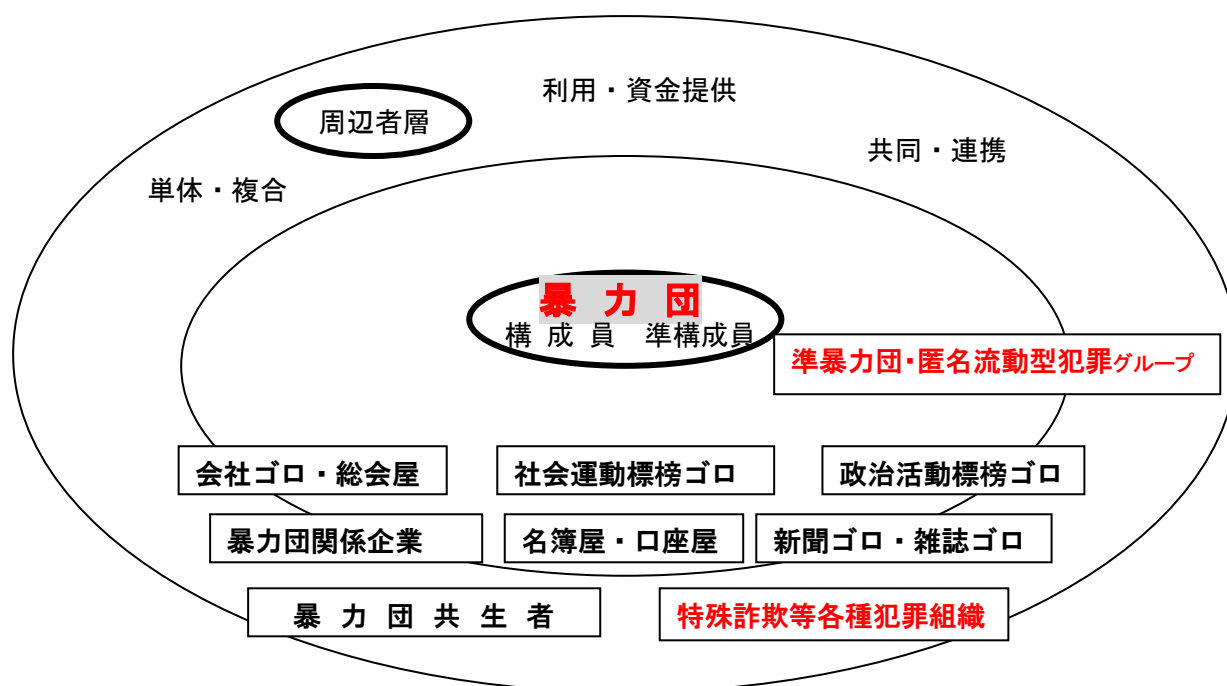


暴力団・反社会的勢力形成の構図

《暴力団パワー》＋《反社会的勢力》⇒組織犯罪インフラ



注1 「暴力団」(博徒・的屋・不良団等の総称)・・・昭和30年代呼称定着⇒平成4年「暴対法」規制

的屋、博徒、不良団は麻薬、ユスリ、ばくち、売春斡旋等非合法活動、社会的役割を演じ居場所を確保、そのピークは1963年末、18万4200人を数えた。

＊2023年末、構成員・準構成員総数2万400人

注2 「反社会的勢力」の形成

我が国には長い歴史の中で形成された暴力・威力と詐欺的手法を駆使することにより不当に経済的利益を追求する集団や個人、即ち「反社会的勢力」が存在する。その「反社会的勢力」を捉えるに際しては暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目、加えて暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(2007.6 政府策定「企業防衛指針」)。

注3 「暴力団関係企業」の類型

- ＜1＞ 暴力団等が経営に実質的に関与している類型 ＜2＞ 暴力団等を利用した類型
- ＜3＞ 暴力団等に資金や便宜を供与した類型 ＜4＞ 暴力団等と密接交際している類型

注4 「半グレ」集団の台頭と「準暴力団」・「匿名・流動型犯罪グループ」

世間一般において「半グレ」と呼称される集団が、IT・ネット時代の到来とともに台頭。建設・飲食・風俗・芸能界等に進出を図り、株や仮想通貨取引に関与する等、経済活動に浸透。IT等の新技術を駆使して新たな違法・不当行為を敢行する集団であることにおいて脅威となる。

警察庁は、「準暴力団」として実態解明と取締強化対象に指定、2013年3月全国警察に対し広い視野で情報の収集・分析に努めるべく通達。

近年、暴力団・準暴力団に当てはまらない「新たな犯罪グループ」による犯罪が活発化。

警察庁は、同グループへの対応を強化するべく、より広い概念として「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け定義、2023年7月、全国警察に通達を発出、既存の準暴力団を含め取締体制を強化。